当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、当座勘定取引（当座勘定（同時決済口）における取引を除く。）についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定めるものとする。

（振替依頼方法）

第２条　日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先（以下「オンライン取引先」という。）は、振替依頼（当座勘定規定第５条第１項の振替依頼をいう。ただし、日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準（取引の拠点にかかる基準）（以下「拠点基準」という。）１．（１）ロ．に定める施設を取引拠点（拠点基準１．（１）の取引拠点をいう。以下同じ。）として行う当座勘定取引における振替依頼を除く。以下同じ。）を行う場合には、日銀ネットを利用するものとする。

（払戻請求方法）

第２条の２　オンライン取引先は、自己の当座勘定の払戻（拠点基準１．（１）ロ.に定める施設を取引拠点として行う自己の当座勘定の払戻を除く。）を勘定店（当座勘定規定第１条の２の勘定店をいう。以下同じ。）において受ける場合には、日銀ネットにより日本銀行に払戻の請求を行う。

２．オンライン取引先は、拠点基準１．（１）ロ．に定める施設を取引拠点として行う自己の当座勘定の払戻を勘定店において受ける場合には、日銀ネットにより日本銀行に払戻の請求を行うことができる。

３．オンライン取引先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求にかかる当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用しないものとする。

４．オンライン取引先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求を行う場合には、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行にあらかじめ通知する。

（１）取引実行日

（２）払戻金額

（３）受領権限者（日本銀行から現金を受領する権限を有する者をいう。以下同じ。）のＩＤ番号（あらかじめ日本銀行から割り当てられた固有の番号をいう。以下「受領権限者ＩＤ」という。）

（４）その他日本銀行が定める事項

４の２．オンライン取引先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日の日本銀行が別に定める時刻までに、日本銀行が別に定める方法により次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

（１）現金の払戻金額の合計金額

（２）券種別施封別の銀行券の内訳金額および貨種別の貨幣の内訳金額

（３）その他日本銀行が定める事項

５．オンライン取引先は、日本銀行が別に定める時刻までは、第１項または第２項に規定する払戻の請求を日銀ネットを利用して取消すことができる。

（受付番号の通知および暗証番号の作成等）

第２条の３　日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、当該払戻の請求に対応する番号（以下「受付番号」という。）を、日銀ネットによりオンライン取引先に通知する。

２．日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、受付番号に対応する暗証番号を作成する。

３．オンライン取引先は、前条に規定する払戻の請求を行った場合には、第１項により通知を受けた受付番号に対応する暗証番号を、日銀ネットにより照会する。

（新規発行国債にかかる払込金についての依頼）

第２条の４　オンライン取引先は、日銀ネットを利用して、勘定店に、新規に発行される振決国債（国債振替決済制度において取扱う国債をいう。）（以下「新規発行国債」という。）にかかる払込金について自己の当座勘定（拠点基準１．（１）ロ．に定める施設を取引拠点として行う当座勘定取引にかかる自己の当座勘定を除く。）から引落し、これによって当該払込金の払込を行うことを依頼することができる。

２．前項の規定にもとづく支払に当っては、当座勘定規定の規定を準用するものとする。

３．第１項の依頼を行うオンライン取引先は、担保に関する基本約定（以下「担保約定」という。）に定める約定金融機関等に属する営業所等であることその他の日本銀行が別に定める条件を満たす場合には、当該依頼と同時に、新規発行国債について担保約定に定める担保差入の申出および日本銀行名義の参加者口座への振替の申請を行うことができる。

（日銀ネットによるその他の依頼）

第３条　オンライン取引先は、日銀ネットを利用して、勘定店に、一定の金額を自己の当座勘定（拠点基準１．（１）ロ．に定める施設を取引拠点として行う当座勘定取引にかかる自己の当座勘定を除く。）から引落し、これによって日本銀行が別に定める支払を行うことを依頼することができる。

２．前項の依頼にもとづく支払に当っては、当座勘定規定の規定を準用するものとする。

（振替依頼を処理する時期）

第４条　日本銀行は、日銀ネットを利用した振替依頼を受付けた場合には、遅滞なくその振替を行う。この場合において、振替依頼は、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

（払戻を行う時期）

第４条の２　オンライン取引先は、第２条の２に規定する払戻の請求を行った場合には、日本銀行が別に定める時刻までに、勘定店において、自己の当座勘定の払戻を受ける。

第４条の３　削除

（払戻に当っての本人確認および日本銀行の免責）

第４条の４　日本銀行は、次の各号に掲げる事項を確認した場合には、第２条の２に規定する払戻の請求にかかるオンライン取引先の当座勘定の払戻を行う。

（１）削除

（２）日本銀行が別に定める方法により日本銀行に申出る受付番号、暗証番号、払戻金額および受領権限者ＩＤが、日銀ネットによる払戻の請求における受付番号、暗証番号、払戻金額および受領権限者ＩＤといずれも一致すること。

（２）の２　払戻を受ける者が、日本銀行に申出る現金の払戻金額の合計金額、券種別施封別の銀行券の内訳金額および貨種別の貨幣の内訳金額が、第２条の２第４項の２により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

（３）払戻を受ける総ての者について、あらかじめ届出を受けた顔写真により、日本銀行が別に定める方法により日本銀行に申出る受領権限者ＩＤにかかる受領権限者およびその補助者であると認められること。

（４）払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

２．日本銀行は、相当の注意をもって前項各号に掲げる事項を確認のうえオンライン取引先の当座勘定の払戻を行った場合には、その払戻を受けた者が真正な権利者でなかったことによって生じた損害については、責任を負わない。

（日銀ネットによる新規発行国債にかかる払込金についての依頼を処理する時期）

第４条の５　日本銀行は、第２条の４第１項に規定する依頼を受付けた場合には、遅滞なくその引落および支払を行う。この場合において、当該依頼は、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

（日銀ネットによるその他の依頼を処理する時期）

第５条　日本銀行は、第３条に規定する依頼を受付けた場合には、遅滞なくその引落および支払を行う。この場合において、当該依頼は、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

（事務処理の通知）

第６条　日本銀行は、オンライン取引先の当座勘定の入金または引落を行うべき場合、当該入金または引落を行った場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、当該オンライン取引先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．前項の規定による通知にかかる入金または引落に関する依頼を行ったオンライン取引先は、当該通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

（照会）

第７条　オンライン取引先は、その当座勘定取引にかかる事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会することができる。

第８条　削除

（手数料の支払義務）

第９条　日本銀行との間で当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する特約（以下「特約」という。）を結んだ者（以下「特約先」という。）は、当座勘定取引についての日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第10条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または特約先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第11条　日本銀行は、当座勘定取引についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講じることができる。

（解約等）

第12条　日本銀行または特約先は、２か月の予告期間をもって特約を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該特約先との特約を解約し、または当該特約先による振替依頼、第２条の２に規定する払戻の請求および第３条に規定する依頼のための日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

（１）特約先がこの規則に違反したとき。

（２）特約先が第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

（３）特約先が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（４）当座勘定規定第１９条第２項各号に掲げるいずれかのとき。

（５）特約先が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反したとき。

（６）特約先が利用基本規則第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

（７）特約先が利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（８）その他当座勘定取引についての日銀ネットの円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき。

（規則の改正）

第13条　日本銀行は、当座勘定取引についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、必要ある場合は、この規則を改正することができる。